

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 防衛庁)

【事務・事業名】 自衛隊の周辺業務 [ 自衛隊後方支援業務 ( 自衛隊地方連絡部の運營業務 ) ]	
1. 根拠法令	自衛隊法 ( 昭和29年法律第165号 ) 第 2 9 条 自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令第 1 条
2. 実施主体	自衛隊地方連絡部が陸上自衛隊の各地方総監の指揮監督を受けて実施
3. 従事者数	(1) 募集業務 約 2, 1 0 0 名 ( 1 7 . 4 . 1 現在 ) (2) 援護業務 約 8 0 0 名 ( 1 7 . 4 . 1 現在 )
4. 予算額	平成 1 7 年度予算 (1) 募集業務 約 1, 0 8 3 百万円 (2) 援護業務 約 2 1 百万円
5. 事務・事業の内容	(1) 募集業務 任期制自衛官である 2 等陸・海・空士及び非任期制自衛官である曹候補士、一般・技術幹部候補生等 1 6 種目の募集に関する広報、志願受付、試験の実施、採用予定者に対する通知等 (2) 援護業務 各地方連絡部が担当する区域へ再就職を希望する隊員のための求人情報の確保及び当該区域に所在する企業主等に対する広報活動等
6. 民間開放の状況	民間に開放している業務は特にない。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	(1) 募集業務 自衛隊という組織を維持することが困難となり、その結果、我が国防衛に大きな支障が生じる。 (2) 援護業務 自衛隊は、部隊の精強性を維持する必要から、若年定年制 ( 大半が 5 4 歳 ~ 5 6 歳で定年 ) 及び任期制 ( 大半が 2 0 歳代に退職 ) という特殊な制度を採っている。このため、自衛官は一般の公務員より若年で退職を余儀なくされており、その多くは退職後の生活基盤の確保などのため再就職を必要としている。 このような状況において、就職援護業務を国自らが責任を持って実施することとしないとなれば、隊員の士気の低下につながり、将来における優秀な隊員の確保ができなくなるおそれが生じる。
8. 更なる民間開放についての見解	(1) 募集業務 自衛官の募集は、自衛隊の人的基盤を支えるとともに、組織の精強性を維持する上できわめて重要であるところ、志願制の下、その時々 of 社会経済情勢に大きく影響を受けるといった厳しい環境下にある。 このような厳しい状況において、当該業務の根幹を国自らが責任をもって実施することとしないとなれば、募集環境が厳しい場合における質・量とも所要の人材の確実な確保や、武力攻撃事態が生じた場合における迅速かつ確実な緊急募集等ができないおそれが生じ、その結果、我が国防衛に大きな支障が生じることとなることから、当該業務の民間開放は困難である。 (2) 援護業務 現在、援護業務について、民間企業との契約により「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」を実施しているところ、当該調査研究は今年度末まで実施することとしており、この結果を踏まえた上で、今後、部外委託 ( 更なる民間開放 ) の可能性を検討することとなる。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 防衛庁)

【事務・事業名】 自衛隊の周辺業務 [ 自衛隊後方支援業務 ( 自衛隊地方連絡部の運營業務 ) ]

## 9. 個別の質問項目

自衛隊地方連絡部の運營業務のうち、(1)募集業務については、現職自衛官の効率的配置の観点から、退職自衛官を含む民間に業務委託すべきであり、(2)援護業務については、就職支援にノウハウを有する民間企業を活用する方がより効果的であると考え。よって国が自ら行う必要性に乏しいと考えるが、民間開放することによりいかなる具体的支障があるのか、貴庁の見解を伺いたい。

### (1) 募集業務について

自衛官の募集は、自衛隊の人的基盤を支えるとともに、組織の精強性を維持する上できわめて重要であるところ、当該業務を民間開放した場合、以下のような点を担保することが困難であるため、当該業務の根幹は国自らが責任をもって実施することが必要である。

自衛官の募集は、志願制の下、その時々々の社会経済情勢に大きく影響を受ける厳しい環境下にあるところ、たとえ募集環境が厳しい中であっても質・量とも所要の人材を確実に確保することが必要である。

武力攻撃事態が生じた場合における緊急募集等にも迅速かつ確実に対応することが必要である。

また、国の防衛を担う質の高い人材を確保するためには、自衛隊の組織・制度や部隊勤務等の現状を知悉している現職自衛官が自らの体験に基づいて募集広報を行うことが最も効果的であることから、現職自衛官を広報官として募集事務所等に配置し、募集対象者への広報のみならず学校や募集相談員など地域社会と密接に協力の上、募集業務を行わせているものである。

なお、米、英及び仏においても、同様の理由から、国自らが現役軍人を用いて募集業務を実施しているものと承知している。

### (2) 援護業務について

援護業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の生活設計を左右するものであり、当該業務が上手くいかなかった場合には取り返しのつかないことにもなりかねないことから、当該業務の部外委託については慎重に検討することが必要である。

そのため、当該業務については、現在、民間企業との契約により「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」を実施しているところであり、具体的には、実際の退職予定自衛官に対するキャリアコンサルティング、ジョブコーディネート及び求人情報の提供等の実員検証を通じて、退職予定自衛官の就職援護業務に関する民間の再就職支援活用の可能性について調査研究を実施している。当該調査研究は今年度末まで実施することとしており、この結果を踏まえた上で、今後、部外委託の可能性を検討することとなる。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。